

鶴岡浄化センター及び鶴岡市コンポストセンターの視察等に関する規程

（趣旨）

第1条 この規程は、鶴岡浄化センター及び鶴岡市コンポストセンターの視察等に関する要綱（以下「要綱」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（申込み）

第2条 鶴岡浄化センター及び鶴岡市コンポストセンターの視察及び見学（以下「視察等」という。）の申請は、原則として、当該視察等を予定する日の30日前までに、電子メール又はファクシミリで、鶴岡市上下水道部下水道課浄化センターに申し込むものとする。

（視察等の受入れ）

第3条 視察等の受入れ日時は、鶴岡市の休日を定める条例（平成17年条例第2号）で定める市の休日を除く平日で午前9時から午後4時30分までの間に限るものとする。

2 視察等の受入れは、原則として1週間のうちに1件までとする。ただし、小学校及び中学校の学校行事に係る水処理の見学は、この限りでない。

3 視察等の標準所要時間は、質疑応答を含み、1施設の視察等の場合は1時間30分以内、2施設の視察等の場合は2時間30分以内とする。

4 視察目的事項を所管する課等は、他の予定等の都合上やむを得ない場合において、日時の変更又は視察の受け入れを断ることができる。

5 視察目的事項を所管する課等は、情報流出を防止する観点から、視察内容を精査、検討の上、必要に応じ、撮影の禁止、視察内容の制限等の条件を設け、又は視察の受け入れを断ることができる。

（提供資料）

第4条 視察等の際に提供する資料は、原則として別表1のとおりとし、視察等の目的に応じ、加除を行うことができる。

2 説明資料については、1年に1度、要綱第6条第2項に規定する共同事業者と内容の確認を行うこととする。

（資料の無償提供）

第5条 要綱第6条第4号で定める基準は、別表2のとおりとする。

（その他）

第6条 この規定に定めるもののほか必要な事項は、下水道課長が別に定める。

附 則

この規程は、令和7年6月10日から施行する。

別表1（第4条関係）

資料名
食・資源・経済の地域内循環の実現へ 鶴岡B I S T R O下水道の取り組み
鶴岡市ビストロ下水道の取り組み（説明資料）
鶴岡B I S T R O下水道 鶴岡コンポストの取り組み
鶴岡浄化センターパンフレット
つるおかの下水道

別表2（第5条関係）

視察者	基準
その他市長が資料を 無償で提供すること が適当であると認め る者	以下の者は、無償とする。 (1)個人研究目的の高等学校、高等専門学校、大学及び大学院に通学 する者（申請時に研究目的がわかるものの添付を要するものとする。）